

(案)

12 原委第 38 号
平成 12 年 3 月 7 日

通商産業大臣 殿

原子力委員会委員長

東北電力株式会社女川原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、2号
及び3号使用済燃料の処分の方法の変更）について（答申）

平成 12 年 2 月 17 日付け平成 11・12・20 資第 14 号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 26 条第 4 項において準用する同法第 24 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認める。